

マイナンバーカード による転出届(郵送用) 住民基本台帳カード

マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は、転入の際に必要な転出証明書が省略されます。

郵送していただくもの

① 転出届(この用紙)

※ 転出処理終了後にご連絡致しますので、必ず日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。

② 本人確認書類のコピー

運転免許証、マイナンバーカード(表のみ)、健康保険証など

(マイナンバーの通知カードは本人確認書類にはなりませんのでご注意ください。)

宛先 東みよし町役場 住民課

〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地 ☎ 0883-82-6360

東みよし町長 殿

下記のとおりマイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用し転出届出します。

届出日	年	月	日	転出予定日 (異動日)	年	月	日
新住所	方書()			新世帯主			
旧住所	徳島県三好郡東みよし町 方書()			旧世帯主			
	氏名	生年月日	性別	続柄	マイナンバーカード	住基カード	
1		年 月 日生	男・女		有・無	有・無	
2		年 月 日生	男・女		有・無	有・無	
3		年 月 日生	男・女		有・無	有・無	
4		年 月 日生	男・女		有・無	有・無	
5		年 月 日生	男・女		有・無	有・無	
届出人	(本人または世帯主)			連絡先	(日中に連絡のできる番号を記入してください)		
	Ⓜ				() -		

- 転出届を受理した時点で、転出日から14日以上過ぎている場合、この方法は利用できません。
- 転入届は、転入先の市区町村の役場で、新しい住所へ移転した日から14日以内に届け出てください。その際、カード及び暗証番号が必要です。14日を経過した場合や、転出予定日から30日を経過すると、カードの継続利用ができなくなります。
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人は、被保険者証の返還が必要です。国保係、後期高齢者医療係へご連絡ください。(0883-82-6360)
- その他転出により、福祉サービス、税金関係等で手続きが必要な方は、担当課へご連絡ください。